

コンプラ何でも相談室

「コンプラ何でも相談室(コンプライアンス相談・通報制度)」を利用するにあたって違法行為やセクハラなど問題発生の可能性が予見できた場合、又は問題が発生した場合、まずは上司又は関連部署に相談し解決を図ってください。本制度は、何らかの理由で目的を果たせない場合にご利用ください。

—目的—

本制度は、組織的又は個人による違法行為及び反倫理的行為(以下、「違法行為等」という)に関する相談・通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違法行為等の早期発見と是正・防止を図り、組織としての自浄作用を発揮することを目的としたものです。

—対象となる相談・通報—

本制度は千代田化工建設及び千代田グループ各社の違法行為等に関する相談・通報を対象としております。

本制度における「相談」とは、ある行為が違反行為等に該当するか否かの問い合わせ等、助言を受ける行為をいい、「通報」とは、違法行為等の事実(まさに生じようとしているものも含む)を知らせる行為をいいます。

—相談・通報者—

本制度を利用できる方は、千代田化工建設及び千代田グループ各社にて勤務されている方(社員、派遣社員等を含む)、その家族、退職者及び取引事業者の方です。

—通報の誠実性—

通報を行うにあたっては、下記につきご注意願います。

1. 通報は、客観的で合理的根拠に基づいた誠意あるものに限られます。個人的利益を図る目的、私怨又は誹謗・中傷を目的としたものは禁じます。
また、他人の正当な利益又は公共の利益を害するようなものも禁じます。
2. 通報を行う場合は、客観的な合理的根拠とそれに基づく推測とを明確に区別願います。噂を含む曖昧な内容を客観的事実として断言したり、誤解を与える表現の使用は禁じます。

—相談者・通報者の保護—

当社グループの「個人情報保護方針」に基づいて対応します。また、相談・通報したことを理由として相談者又は通報者に対する不利益取扱いが行われることはありません。但し、その為には、上記「通報の誠実性」に係わる規定を遵守願います。なお、万一、不利益取扱いを受けた場合は、法務・コンプライアンス部にご連絡願います。法務・コンプライアンス部にて事実関係の調査を行います。